

静岡県地震対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第57号

静岡県地震対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(避難路)</p> <p><b>第2条</b> 条例第15条第4項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路（幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。）とする。</p> <p>(1) 地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは<sup>がけ</sup>崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。）から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(避難路)</p> <p><b>第2条</b> 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路（<u>市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。</u>以下同じ。）とする。</p> <p>(1) 地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは<u>崖崩れ</u>又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。）から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。